

第 2 4 号議案

足立区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 0 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

足立区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年足立区条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「老人保健法（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 2 8 条第 1 項」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 6 7 条第 1 項」に、「老人医療受給対象者」を「後期高齢者医療の被保険者」に、「同法第 1 7 条の 7 に規定する高額医療費」を「同法第 5 6 条第 2 号に規定する高額療養費」に、「老人保健法第 2 8 条第 1 項各号」を「高齢者の医療の確保に関する法律第 6 7 条第 1 項各号」に改める。

第 7 条の 2 第 1 項中「老人保健法第 2 8 条」を「高齢者の医療の確保に関する法律第 6 7 条」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

老人保健法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。